

Ⅵ エネルギー価格等物価高騰に係る支援

1 省エネ対策によるコスト削減をしたいとき

中小企業者等を対象に、省エネ情報の提供から国等の補助金活用による省エネ設備導入までを一貫してサポートします。

- (1) 支援内容
- ①省エネ・補助金等情報提供
具体的な省エネ対策とコストメリット、各種支援制度を活用した設備導入手法等の省エネ情報等を提供します。
 - ②伴走型サポート事業
専門家派遣による省エネ診断を実施し、具体的な省エネ対策を提案します。
省エネ対策提案後は、継続的な省エネ活動に向けてサポートします。
 - ③省エネ設備導入サポート事業
省エネ設備の導入を促進するため、相談窓口により国の省エネ補助金等支援制度の活用をサポートします。
- (2) 対象者 県内中小企業者等
- (3) 派遣する専門家 エネルギー管理士等の省エネルギー専門家
- (4) 経費負担 事業規模によって異なるため、詳しくはお問い合わせください。
- (5) 募集時期 令和6年6月～（予定）
- 【担当窓口】 県環境エネルギー部 環境政策課 地球温暖化対策グループ
TEL 017-734-9243 FAX 017-734-8065
E-mail : kankyo@pref.aomori.lg.jp

経営安定化サポート資金「経営安定枠」で資金繰りを支援します

原油価格の上昇又は物価高騰により経営の安定に支障を生じている県内中小企業者に対する支援を強化するため、経営安定化サポート資金「経営安定枠」において物価高騰の影響を受けている県内中小企業者を融資対象に追加し、資金繰りを支援しておりますのでご利用ください。

ご利用いただける方

- 県内に事業所を有する中小企業者であり、次のいずれかに該当する方
- (1) 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少している方
 - (2) 原油価格の上昇又は物価高騰により事業活動に影響を受けており、最近1か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少することが見込まれる方

ご融資の条件

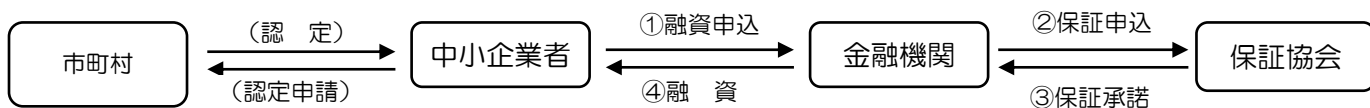
- 融資限度額 4,000万円（運転資金）
- 融資利率 取扱金融機関所定利率－0.8%（下限1.6%）
「経営力向上割引」を利用する場合、さらに年0.5%軽減されます。
- 融資期間 10年以内（うち据置2年以内）
- 担保 必要に応じて徴求
- 保証人 原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しません。
- 保証料率 原則年0.45～1.90%
セーフティネット保証5号 0.86%

信用保証料補助

以下の市町村では、保証料の全部又は一部を補助します。
青森市、弘前市、五所川原市、三沢市、つがる市、平川市、深浦町、野辺地町、七戸町、六戸町、東北町、六ヶ所村、風間浦村、三戸町、階上町

融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。
ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。なお、セーフティネット保証5号※を利用することにより、通常の信用保証枠とは別枠の保証を受けることができます。
※セーフティネット保証5号の利用にあたっては、市町村の認定を受ける必要があります。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話017-734-9368
- 県ホームページ：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

賃金引上げや物流の2024年問題の解決に 取り組む県内中小企業の方へ

賃金引上げに資する取組を行う県内中小企業者や物流の2024年問題の解決に対応するため業務効率化に取り組む県内中小企業者を支援するため、「青森新時代」への架け橋資金において「賃金引上げに資する取組」及び「物流の2024年問題の解決への取組」を融資対象としているのでご活用ください。

ご利用いただける方

- 県内に事業所を有する中小企業者で、次のいずれかに該当する方
- (1) 賃金引上げに資する取組（1人当たり平均時給又は月給を1.5%以上引き上げる計画を作成するもの）
 - (2) 物流の2024年問題の解決への取組（業務効率化を図るもの）

ご融資の条件

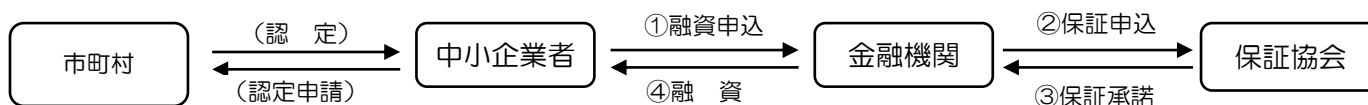
- 融資限度額 2億8,000万円（他の融資対象も含めた合計）
- 融 資 利 率 固定年1.1%（三者連携協定の場合1.0%）
- 融 資 期 間 設備資金15年以内（うち据置3年以内）
運転資金10年以内（うち据置2年以内）
- 担 保 必要に応じて徴求
- 保 証 人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保 証 料 率 原則年0.45～1.90%

信用保証料補助

県が保証料の30%を補助します。
また、以下の市町村では、県の保証料補助に加えて、保証料の全部又は一部を補給します。
弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、鱒ヶ沢町、深浦町、藤崎町、中泊町

融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。
ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。なお、セーフティネット保証5号※を利用することにより、通常の信用保証枠とは別枠の保証を受けることができます。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金、信用漁業協同組合連合会）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県経済産業政策課中小企業金融グループ 電話017-734-9368
- 県ホームページ：<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索

4 LP ガス・特別高圧電気価格高騰対策支援金（追加実施分）について

青森県では、エネルギー価格の高騰により、厳しい経営環境が続いている県内中小企業等の負担軽減を図るため、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の支援対象外となっている「LP ガス」や「特別高圧電気」を使用する県内中小企業等に対し、その使用量に応じた支援金を給付します。

(1) 申請受付期間

令和6年5月7日（火）～令和6年6月28日（金）

(2) 給付金額

①LP ガス分

令和5年10月分から令和6年4月分までの「LP ガス」の県内事業所における使用量に、以下の支援単価を乗じた額

・LP ガスの支援単価

1立方メートル（m³）当たり31円

②特別高圧電気分

令和5年10月分から令和6年4月分までの「特別高圧電気」の県内事業所における使用量に、以下の支援単価を乗じた額（ただし1ヶ月当たりの上限額25万円）

・特別高圧電気の支援単価

1キロワットアワー（kWh）当たり1.25円

(3) 給付対象者

令和6年5月1日時点で、県内に事業所を有する「中小企業をはじめとした大企業以外の法人及び個人事業主※」であって、要件1及び要件2をいずれも満たす者

・要件1 LP ガス・特別高圧電気使用要件

業務用LP ガス又は特別高圧電気について、令和5年10月分から令和6年4月分までのいずれかの月分の使用があること。

※主に業務で使用されているLP ガスが対象であり、主に家庭で使用されているLP ガス（青森県消防保安課が実施した「LP ガス料金負担軽減生活者緊急支援事業」に基づき料金が減額されているもの）は対象外

※国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の対象となっている都市ガスや特別高圧電気以外の電気は対象外

・要件2 事業継続意思要件

令和6年5月1日時点において青森県内で事業を営んでおり、本支援金の給付を受けた後も青森県内で事業を継続していく意思があること。

(4) 申請方法

前回分（令和5年1月分から令和5年9月分まで）の支援金の給付を受けている事業者の方に対しては、令和6年4月頃に直接申請書を郵送します。（住所変更などにより申請書が届かなかった場合は以下の方法で入手をお願いします。）

前回分の支援金の給付を受けていない事業者の方については、県庁ホームページからのダウンロード、又は県庁正面玄関受付、お近くの県の合同庁舎、県内各商工会議所、県内各商工会及び青森県商工会連合会で申請書を入手し、主たる事業所の所在地を管轄する商工会、商工会議所又は青森県商工会連合会に郵送又は持参により提出してください。

県庁ホームページ：

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/chikikigyo/lpgasushienkin_01.html

【担当窓口】 県経済産業部 地域企業支援課 中小企業支援グループ

TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

E-mail : kigyoshien@pref.aomori.lg.jp